

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	シミズ タクマ 清水 拓磨		授与番号 甲 1569 号
学位の種類	博士(法学)	授与年月日	2022年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]		
博士論文の題名	自己負罪型司法取引の分析		
審査委員	(主査) 渕野 貴生 (立命館大学大学院法務研究科教授)		森久 智江 (立命館大学法学部教授)
	渡辺 千原 (立命館大学法学部教授)		
論文内容の要旨	<p>本論文は、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」における審議をきっかけに、近時、再び制度化の可能性に対する議論が活発化しつつある自己負罪型司法取引について、答弁取引制度が、現に刑事訴訟実務において日常的に用いられているアメリカ合衆国を対象とした比較法研究の知見を踏まえて、取引に応じる場合には処罰が軽くなり、逆に憲法上の権利である自己負罪拒否特権を行使して取引に応じない場合には処罰が重くなるという仕組みが内包する理論的問題点の本質を解明し、自己負罪型司法取引制度の導入が理論的に許されないことを論証しようとするものである。</p> <p>本論文の目次は以下の通りである。</p> <p>序章 第1章 アメリカ合衆国における答弁取引の現状 第2章 アメリカ合衆国における答弁取引の沿革 第3章 自己負罪型司法取引と自由な意思決定 第4章 自己負罪型司法取引と量刑格差の正当化根拠 第5章 自己負罪型司法取引と冤罪の危険 終章</p> <p>各章の概要は以下の通りである。序章では、取引に応じた場合には処罰が軽くなり、取引に応じない場合には処罰が重くなるという構造を不可避免的に有する司法取引について、第3章以下で検討する3つの理論的課題が提示される。そのうえで、自己負罪型司法取引が虚偽供述を誘引する危険性を可能な限り正確に浮き彫りにするという本論文の目的・意義が明らかにされる。</p> <p>第1章では、理論的課題が生じる背景を正確に把握し、併せて、答弁取引が社会にお</p>		

いて実装されている国における制度の運用実態を探ることで制度の問題点をさらに深く理解することを目的として、アメリカにおける答弁取引の現状が詳細に描写される。その結果、アメリカにおいては、制度の効率的運用を害しない範囲において、知悉性に関する告知、自由な意思決定がなされたか否かを確認する手続の設置など、当事者の自由な意思決定を尊重する仕組みがとられているが、他方で、任意性に対する十分な担保は、制度の効率的運用とトレードオフの関係にあるがゆえに、十分な手続的保障がなされているとは言えないことが明らかにされた。

第2章では、答弁取引に関するアメリカ法の議論がよって立つ基礎的認識を解明し、アメリカにおける理論的所産を適切に活用するための視座を確立することを目的として、アメリカにおける答弁取引の歴史的沿革が詳細に辿られる。その結果、答弁取引が、刑事司法を効率的に運用するための現実的必要性から、理論的問題点を凌駕する形でアメリカの法制度に取り入れられたことが明らかにされた。

第3章では、自己負罪型司法取引において被告人が有罪答弁あるいは自白を「任意」に行うことを保障することができるか、という本論文の中心的課題が検討される。まず、任意性の有無に関する議論をかみ合ったものとするために、「任意性」の意味を確定する必要があるとして、アメリカでの議論も踏まえて、任意性の本質に関する議論状況が詳細に検討される。その結果、従来の議論では、任意性と知悉性が混同して論じられる傾向があったことが明らかにされた。具体的には、量刑格差の合理的な範囲への制限、弁護人の援助、裁判所による任意性の確認などの任意性を担保する仕組みと考えられていた制度が、知悉性の点にしか機能していなかったり、任意性を有効に担保することが現実にはできていないことが解明された。以上の検討の結果、本章では、自己負罪型司法取引は、取引に応じる以外に合理的な選択肢のない状況に被疑者・被告人を置くという構造的な問題点を解消できないゆえに、自己負罪型司法取引によって得られる有罪答弁・自白の「任意性」は典型的に否定されるべきと結論付けられる。

第4章では、第3章までとは視点を変え、自己負罪型司法取引に応じる場合に、処罰を軽くすることができる理論的根拠があるのか、という課題が検討される。その結果、反省・更生アプローチ、功利主義的アプローチ、紛争解決アプローチのいずれの点から、減刑を理論的に説明することには困難があることが明らかにされた。本章の検討によって、自己負罪型司法取引制度が、刑事手続保障の点のみならず、刑罰理論の点からも解決不可能な問題を孕んでいることが重層的に示された。

第5章では、自己負罪型司法取引が多く虚偽供述を誘引し、ひいては多くの冤罪を生んでしまわないか、という問題点が検討される。本章では、アメリカにおける法と心理学分野で豊富な蓄積がみられる実証研究の成果が網羅的に分析された。その結果、公判における有罪率が高い場合に、無実の者が取引に応じてしまう危険性が高まること、量刑格差の大きさが、無実の者が取引に応じる確率に影響を与える可能性があること、弁護人の助言は一定程度、答弁の決定に影響を与えるが、種々の外的要因も含め、虚偽供述の防止には限界があることが析出された。これらの分析結果は、第3章の結論をさらに補強する論証となっている。そのうえで、終章において、以上の各章の結論が簡潔にまとめられている。

1. 論文の特徴

本論文は、近時、日本においても導入の是非を巡って関心が高まっている自己負罪型司法取引制度について、取引に応じるにあたって任意性を確保できるか、取引に応じた場合の減軽を刑罰理論上正当化できるか、無実の者が取引に応じずに無罪獲得に失敗した場合に科される重い刑罰を恐れて虚偽供述を行い、冤罪を生じさせる危険を防止できるか、という被疑者・被告人の適正手続保障にとって避けて通れない理論的問題に焦点を当てるものである。結論として、本論文は、アメリカにおける答弁取引の沿革および実情に対する詳細な検討・分析に基づき、自己負罪型司法取引は、上記の理論的問題点を克服することができないがゆえに、導入することは許されないことを論証している。自己負罪型司法取引を巡る現在の議論は、制度導入を前提にして、本論文が指摘する各問題点については政策的に解決を試みるという方向に強く傾斜している状況にある。そのような議論状況に対して、本論文は、第一に、自己負罪型司法取引の問題点を原理的な観点から問い直し、第二に、政策を語る前提となるはずのエビデンスの乏しさを実証的に解き明かし、第三に、自己負罪型司法取引制度は、被疑者・被告人の権利論の視点から、根本的な問題を制度的に内包していることを明快に析出したという点に、大きな特徴がある。

2. 論文の評価

本論文のルーブリック各項目に対応する評価は、次の通りである。

【1】研究課題とその意義の明確性については、被疑者・被告人の適正手続保障および冤罪の防止という明確な視角を設定し、取引の任意性、量刑格差の正当化根拠、虚偽供述の危険という具体的かつ設定された視角を論じるにふさわしい研究課題が立てられているところから、本論文は、研究課題とその意義が明確に示されているだけでなく、その意義づけに説得力があると評価できる。

【2】研究方法の適切性については、制度をめぐる豊富な理論的蓄積があり、同時に、実際の刑事実務においても日常的に運用されているアメリカの理論および実務を対象にして比較法的検討を行うという手堅い研究手法が取られており、関連する文献・資料が網羅的に検討され、適切に引用されている。研究方法論上の不備や不適切な点は見られない。また、政策的解決策の妥当性の検証に当たっては、E B P (Evidence Based Policy) の手法に則り、法と心理という学際的分野にも及ぶ実証研究に関する文献をも幅広く検討されており、この点は方法論上特別に高く評価できる。

【3】叙述内容の論理性および体系性については、アメリカにおける答弁取引の実情と沿革から得られた知見を踏まえて、日本における制度導入の可否につき、問題点となる点を順序だてて論証しており、章立ての適切性に問題はない。また、論証に当たっては、想定される反論を提示して、それに多層的に反証しつつ結論を導いており、論理性において特に優れていると評価できる。

【4】研究内容の独創性については、自己負罪型司法取引の原理的問題点を明らかにし、同制度が構造的・本質的に被疑者・被告人の刑事手続上の権利を充たすことができないことを明確に論証した点において、唯一無二の独創性を有する。公刊された論文に対しては、すでに法制審議会の委員も務められた日本を代表する著名な刑事訴訟法学者の論

	<p>文で取り上げられ、論争的な論評がなされており、今後、学界において高い評価を得ることが予想される。</p> <p>【5】 研究内容の国際性については、アメリカ刑事法および法と心理学の関連文献が豊富に引用されており、引用の趣旨も明確であることから、外国語運用能力が十分に備わっていることが示されている。また、全事件のおよそ90%が答弁取引で処理されるアメリカにおいても、近時、とりわけ、イノセント・プロジェクト（冤罪救済運動）の高まりに伴い、本論文が提起した問題点が再認識されるようになっており、今後、本論文はアメリカをはじめとした諸外国の研究者からも注目される可能性がある。</p> <p>もとより、本論文には、実体的真実主義モデルと訴訟的事実モデルとの相違を踏まえた上での本論文の論証の妥当性、即決裁判手続や略式手続との関係、検察官の訴追裁量（いわゆる暗黙の取引問題）との関係など、いくつかなお検討を要すべき課題も認められる。しかしながら、これらはいずれも、本論文が司法取引の原理的・理論的問題点を明らかにしたからこそ浮き彫りになった課題といえ、また、今後の研究を通じて解決が期待できることから、本論文に対する傑出した評価をかえって高めることこそあれ、揺るがすものではない。</p> <p>以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
試験または学力確認の結果の要旨	<p>本論文の公聴会は、2022年1月19日（水）15時から17時まで衣笠キャンパス学術館第3研究室で行われた。公聴会の質疑では、(1)捜査協力型司法取引との理論構造の異同、(2)量刑格差正当化根拠としての功利主義的社会的利益の内実、(3)被疑者・被告人による選択の合理性の意味内容、(4)司法取引における裁判所の役割と裁判所の中立性との関係について質問ないし指摘がなされた。申請者は、これらに対して、本論文の趣旨に基づき的確に解答し、あるいは今後の課題として検討の方向性を明示するなど、いずれも適切に対応した。</p> <p>本論文の主査は、本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究指導や研究会活動などを通じて、申請者と日常的に研究討論を行ってきた。</p> <p>また、主査および副査は、上記公聴会の質疑応答を通じて申請者が博士学位にふさわしい能力を有することを確認した。</p> <p>したがって、本学学位規定第18条1項に基づいて、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。</p>